

## 高砂市ごみステーション設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高砂市ごみステーションの設置及び維持管理に関する指導要綱第5条の規定に基づき、高砂市（以下「市」という。）に設置するごみステーションの設置基準（以下「設置基準」という。）を定めるものとする。

(設置の基本事項)

第2条 ごみステーションの設置の基本事項は、この基準に定めるところによる。

(設置の形態、設置数及び設置面積に関する設置基準)

第3条 設置の形態、設置数及び設置面積に関する設置基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者が設置する場合 原則として計画戸数が4戸以上の住宅建設事業により設置するもので、かつ、その計画戸数に応じそれぞれ次表に定めるところによる。ただし、既設のごみステーションを利用することに関し、当該既設のごみステーションの維持管理者又は利用者とその利用に関する協議が整った場合は、この限りでない。

計画戸数	設置数	設置面積（有効面積）
4戸から20戸まで	1箇所	4㎡以上
21戸から30戸まで	1箇所	5㎡以上
31戸から40戸まで	1箇所	6㎡以上
41戸から50戸まで	1箇所	7㎡以上
51戸から60戸まで	1箇所	8㎡以上
61戸以上	市と協議して決定する。	

- (2) ごみステーション利用者団体が設置する場合 ごみステーション利用者団体が事前に候補地を確保して設置するもので、かつ、前号の表に定めるところによる。この場合において、同表中「計画戸数」とあるのは「ごみ排出対象戸数」と、「4戸」とあるのは「1戸」とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準により難いと市長が認めるごみステーションについては、市は、当該ごみステーションについて別に設置の形態、設置数及び設置面積に関する設置基準を定めることができる。

(構造に関する設置基準)

第4条 構造に関する設置基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者が設置する場合 次に掲げる基準

ア 壁は、道路側を除く三方を鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、高さが1.2メートルとすること。

- イ 壁の側面は、周辺との調和を図ること。
  - ウ 床面は、厚さ10センチメートル以上のコンクリート造とし、排水ますを設けること。
  - エ 別図の「ごみステーション表示板」を取り付けること。
  - オ 敷地折点には、境界標識を設置すること。
  - カ 開閉式ボックス型のものの設置を希望する場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。
- (2) ごみステーション利用者団体が設置する場合 鉄筋コンクリート造若しくは補強コンクリートブロック造型のもの（前号アからオまでの事項に適合するものに限る。）又は開閉式ボックス型のものとする。

#### 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別図

## ごみステーション表示板

収集曜日は事前に確認し、記入を行うこと。  
縦: 55cm 横: 35cm

# 街を美しくしましょう

## ごみステーション

### 燃やすごみ

・ 曜日です。

- ごみは、正しく分別してください。
- 収集日以外は、ごみを出さないください。
- ごみは、当日の朝8時00分までに出してください。
- 燃やさないごみ、粗大ごみ、空きかん、廃乾電池・ボタン電池は、地区で決められた場所に出してください。
- 空きびん・ペットボトル、紙類・布類は、地区で決められた場所に出してください。
- ダンボール箱、黒袋、紙袋、米袋・肥料袋等に入れたごみは、収集しません。
- 地区外の者は、利用できません。
- 事業系ごみ・営業ごみは、出せません。
- ごみステーションは、いつも美しくしましょう。

## 高砂市役所